

# 競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和6・7年度

(定期資格審査)

青 森 市

## 【 目 次 】

提出要領 1	提出方法	1
提出要領 2	受付期間	1
提出要領 3	提出先（受付場所及び受付時間）	1
提出要領 4	資格有効期間	1
提出要領 5	競争入札参加資格	1
提出要領 6	申請書類	2
提出要領 7	申請書類作成の注意事項	2
提出要領 8	その他の注意事項	2
提出要領 9	競争入札参加資格の認定後	2
提出要領 10	問合せ先	3
別表 1	各業務共通の書類	4
別表 2	申請する業務内容に応じて必要となる書類：工事	5
別表 3	申請する業務内容に応じて必要となる書類 ：委託（測量、建設コンサルタント等、一般委託、賃貸借）	6
別表 4	申請する業務内容に応じて必要となる書類：物品	7
別表 5	別表 1 から 4 の書類と一緒にして提出する書類	7
別表 6	別表 1 から 5 の書類と別にして提出する書類	7
別表 7	随時提出する書類	7
別記	記載要領（様式 4（1））	9
別記	記載要領（様式 4（2））	10
別記	記載要領（様式 5－1、5－2）	11
別記	記載要領（様式 7）	11
別記	記載要領（様式 8（1）～（2）、様式 12（1）～（7）、様式 20（1）～（6））	12
別記	記載要領（様式 9）	12
別記	記載要領（様式 10）	13
別記	記載要領（様式 13）	13
別記	記載要領（様式 14～18）	14
別記	記載要領（様式 19）	14
別記	記載要領（様式 22）	15
	法令等による資格一覧表（測量、建設コンサルタント等）	15
	登録を希望する業種に必要な資格等一覧表（工事）	16
	工事分類表	19
	委託分類表	24
	物品分類表	32

## 令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領

### 1 提出方法

申請書及びその添付書類(以下「申請書類」という。)を郵送(民間事業者による信書の送達を含む。以下同じ。)又は指定された受付場所に直接持参してください。

※駐車場の混雑が予想されることから、郵送での提出にご協力ください。

なお、郵送提出の場合、申請書受付票(様式24)を送付いたしませんので、簡易書留や交付記録郵便(レターパックプラス)等配達記録が確認できる方法で発送してください。

### 2 受付期間

令和6年1月11日(木)から令和6年2月13日(火)まで(直接持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日等閉庁日を除く)。

(申請書類に不足又は不備があった場合の補正期間についても令和6年2月13日(火)までとなりますのでご注意ください。)

※申請書類の提出を郵送により行う場合は、令和6年2月13日(火)までの消印のあるもの又は配達依頼日が令和6年2月13日(火)までであるものを有効とします。

### 3 提出先(受付場所及び受付時間)

#### 郵送提出の場合

◇郵送による提出の場合は、「〒030-8555 青森市総務部 契約課」宛に送付してください。

#### 持参する場合

◇受付場所 青森市役所 急病センター棟(旧第三庁舎)2階 入札室  
(青森市中央一丁目22-5)  
浪岡庁舎2階 浪岡振興部総務課  
(青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1)

◇受付時間 午前8時30分から午後6時まで

### 4 資格有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで(2年間)

### 5 競争入札参加資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 青森市財務規則(平成17年青森市規則第63号)第102条の規定に該当しないこと。
- (3) 市が発注する業務を行うに当たり、法律上必要とする許可を受け、又は資格等を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 市が発注する業務と同種の業務における履行実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、市の契約の相手方として適当と認められること。
- (6) 競争入札参加資格審査申請書類の記載内容が事実と反していないこと。

※工事の競争入札に参加しようとする者にあつては、あらかじめ建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていなければなりません。ただし、青森市に本店(個人にあつては主たる事業所)を有する者が、130万円以下の維持修繕工事のみに登録を希望する場合は、客観的事項の審査は不要です。

## 6 申請書類

- (1) 各業務共通の書類・・・・・・・・・・・・・・・・別表1のとおり (P4)
- (2) 申請する業務内容に応じて必要となる書類
  - ①工事・・・・・・・・・・・・・・・・別表2のとおり (P5)
  - ②委託(測量、建設コンサルタント等、一般委託、賃貸借)・・・・別表3のとおり (P6)
  - ③物品・・・・・・・・・・・・・・・・別表4のとおり (P7)
- (3) 別表1から4の書類と一緒にして提出する書類・・・・・・・・別表5のとおり (P7)
- (4) 別表1から5の書類と別にして提出する書類・・・・・・・・別表6のとおり (P7)
- (5) 随時提出する書類・・・・・・・・・・・・・・・・別表7のとおり (P7～8)

## 7 申請書類作成の注意事項

- (1) 文字は楷書ではっきり書いてください。
- (2) 黒又は青色の油性ボールペンや耐水性インクの筆記用具で記入してください。(鉛筆や消えるボールペンは使わないでください。)
- (3) 申請書類の規格はA4判とします。(A4判以外の証明書等をコピーして提出する場合は、拡大せずに等倍でA4判用紙にコピーしてください。)
- (4) 申請書類は「競争入札参加資格審査申請書チェックリスト(様式23)」の番号順に揃え、別表1から別表5までの書類(No.1からNo.44までの書類)は、左側中央2箇所<sup>1</sup>に穴を開けて、綴りヒモ(ファイル不可)で綴って提出してください。  
※別表6の書類(No.45及びNo.46の書類)は、綴りヒモで綴らず別にして提出してください。
- (5) 申請書類は、片面印刷・片面コピーで提出してください。(両面印刷・両面コピーは不可)

## 8 その他の注意事項

- (1) 受付期間の後半は窓口が大変混雑しますので、早めの提出をお願いします。
- (2) 提出に当たっては、行政書士等による代理提出も可とします。
- (3) 申請書類に不足又は不備がある場合は、後日契約課から連絡し、書類の提出又は訂正をしていただきます。
- (4) 申請書類に関してのご不明な点は「10 問合せ先」へお問い合わせください。

## 9 競争入札参加資格の認定後

- (1) 資格審査の結果、競争入札参加資格が認定された場合は、認定通知をEメール(Eメールの登録がない場合はFAX)でお知らせします。
- (2) 本市の資格認定は、企業局(水道部及び交通部)、青森市民病院(浪岡病院含む。)、青森地域広域事務組合でも準用されます。
- (3) 「青森市競争入札参加者のための手引き」及び各様式等は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。(市トップページ > 市政情報 > 入札・契約の情報 > 入札・契約 > 競争入札参加資格申請)
- (4) 競争入札参加資格の認定後の現況を、必要に応じて市職員の立入り等により確認する場合があります。
- (5) 入札及び契約の適正化を図る観点から、法人名及び登録内容を公表します。また、工事登録業者については、等級格付を公表します。

○公表の方法：青森市役所急病センター棟2階契約課及び浪岡庁舎2階浪岡振興部総務課における閲覧並びに市ホームページへの掲載を予定しています。

(6) 競争入札参加資格の認定後、競争入札参加資格審査の申請内容に変更が生じた場合は、下記により速やかに変更の届出をしてください。

●変更事項別提出書類 (○を付しているものが、必要な提出書類です。)

提出書類 変更事項	変更届	使用印鑑届	年間委任状	債権者情報登録(口座振替依頼)書	誓約書	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項証明書) 又は身分証明書 (写し可)	印鑑証明書 (写し可)
商号・名称	○			○		○	
代表者	○				○	○	
代表者印	○	※1 ○					○
委任先	○		○	※2 ○		※3 ○	
所在地	○					○	
連絡先 (電話・FAX・メールアドレス)	○						
使用印鑑	○	○					
契約金等 振込口座	○			○			
上記以外	○	*添付書類については、その都度契約課に確認してください。 *会社の合併等の場合は、提出書類が異なる場合がありますので、契約課に確認してください。					

※1 代表者印が使用印鑑を兼ねている場合は提出してください。

※2 口座番号や口座名義人(法人名・委任先の支店・営業所等名)が変更になる場合のみ提出してください。

※3 委任先の支店、営業所等が登記されている場合は提出してください。

●廃業等により競争入札参加資格を辞退する場合は、入札参加資格辞退届をしてください。

●個人事業主から法人企業へ企業形態を変更した場合は、改めて申請手続きが必要です。

・随時提出する書類

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)、技術者登録届出書(写し)又は技術職員名簿建設業許可通知書(又は証明書、指令書)、建設業許可申請書別表(又は別紙二)専任技術者証明書(又は一覧表)(写し)、技術者経歴書

10 問合せ先

青森市 総務部 契約課

〒030-8555 青森市中央一丁目22-5

TEL: 017-734-5144 (工事・委託(測量、建設コンサルタント等))

017-734-5145 (物品・委託(一般委託、賃貸借))

FAX: 017-734-2102

青森市 浪岡振興部 総務課

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

TEL: 0172-62-1126

FAX: 0172-62-9368

# 別表 1

## 【各業務共通の書類】

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
1	競争入札参加資格審査申請書	様式 1	○	○	
2	誓約書	様式 2	○	○	
3	年間委任状	様式 3	△		※本店以外の営業所等に入札及び見積並びに契約締結等を年間委任する場合に提出してください。 ※工事に登録を希望する場合は年間委任先に登録を希望する業種の建設業許可を有していることが必要です。
4	営業状況等報告書	様式 4 (1)～(2)	○	○	※様式 4 (2) は、工事に登録を希望する場合に提出してください。
5	使用印鑑届	様式 5 - 1	○	○	※使用目的にかかわらず同一の印鑑を使用する場合に提出してください。
		様式 5 - 2			※使用目的毎に異なる印鑑を使用する場合に提出してください。
6	印鑑証明書(写し)	法人:法務局発行 個人:市町村発行	○	○	※申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
7	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)(写し)	法務局発行	○		※申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
8	身分証明書(写し)	市町村発行		○	※申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
9	税情報確認同意書	様式 6	△	△	※青森市内に本店又は営業所等がある場合に提出してください。 ※令和 6 年 1 月 1 日時点及び令和 7 年 1 月 1 日時点で市税に未納がないことを条件としています。
10	「法人税」(個人は「申告所得税」)及び「消費税及地方消費税」について未納税額のないことの証明書(写し)	税務署発行 法人:その 3 の 3 個人:その 3 の 2	○	○	※令和 5 年 1 月 2 日 1 日から令和 6 年 2 月 1 日 3 日までの間に発行されたものを提出してください。 ※申請に当たっては、滞納していないことを条件とします。 ※e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用しているかたはオンラインで納税証明書の交付申請ができます。 納税証明書の交付請求する際には、事前に最寄りの税務署に必要書類(納税証明書交付請求書、委任状等)を確認するようにしてください。 詳しくは国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求について」をご覧ください。
11	財務諸表等(写し)	任意様式	△		※別表 2 の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)の提出があれば不要です。 ※別表 3 の現況報告書(写し)の提出があれば不要です。 ※直前 1 年分
12	青色申告決算書及び資産負債調べ(写し)(白色申告者は確定申告書の写し)	税務署様式		△	※別表 2 の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)の提出があれば不要です。 ※別表 3 の現況報告書(写し)の提出があれば不要です。 ※直前 1 年分
13	資本関係・人的関係に関する調書	様式 7	△	△	※青森市の資格審査申請を予定している方と、資本関係(親会社又は子会社)又は人的関係(役員の兼務)がある場合のみ提出してください。

## 別表 2

### 【申請する業務内容に応じて必要となる書類】 工事

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
14	工事登録希望業種・部門	様式 8 (1)～(2)	△	△	※工事に登録を希望する場合に提出してください。 ※登録を希望する業種のページのみ提出してください。
15	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	規定様式	△	△	※有効期間内のもの(申請中の場合は不可)を提出してください。 ※130万円以下の維持修繕工事のみ登録を希望する場合は不要です。
16	工事経歴書	様式 9	△	△	※経営事項審査を受審している業種に登録を希望する場合は不要です。
17	技術職員名簿	様式 10	△	△	※経営事項審査を受審している業種に登録を希望する場合は不要です。
18	建設業許可通知書(写し) (又は証明書、指令書)	規定様式	△	△	※有効期間内のもの(申請中の場合は不可)を提出してください。 ※130万円以下の維持修繕工事のみ登録を希望する場合は不要です。
19	建設業許可申請書別表(又は別紙二)(写し)	規定様式	△	△	※年間委任する本店以外の営業所等の建設業許可がある業種のみ登録可能です。 ※工事に登録を希望し、本店以外の営業所等に入札及び契約を年間委任する場合のみ提出してください。
20	専任技術者証明書(又は一覧表)(写し)	規定様式	△	△	※建設業許可がある場合、その許可の申請(更新)時に添付した専任技術者証明書又は一覧表の写しを提出してください。
21	青森市指定給水装置工事業業者証(写し)	規定様式	△	△	※「業種：管、部門：給排水設備」に登録を希望する場合は、いずれかの許可が必要です。
22	青森市指定排水設備工事業業者指定証(写し)	規定様式	△	△	
23	(公社)日本水道協会が発行する配水管技能者登録証(写し)	規定様式	△	△	※「業種：管、部門：水道配管」に登録を希望する場合のみ提出必要です。
24	社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の適用を受けないことの届出書	様式 11	△	△	※工事に登録を希望する場合で社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の適用除外である場合に提出してください。 ※P10【社会保険等加入状況】参照
25	社会保険、厚生年金保険、雇用保険関係の証明書又は領収書(写し)	規定様式	△	△	※工事に登録を希望する場合で、経営規模等評価通知書・総合評定値通知書を取得していない場合に提出してください。 ※P10【社会保険等加入状況】参照
26	①ISO認証取得登録証(写し) ②エコアクション21、KES認証・登録証(写し) ③ISO45001又はCOHSMS認証(写し)	規定様式	△	△	※①については、別表2の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)で確認できる場合は提出不要です。
27	①公共職業安定所提出の障害者雇用状況報告書(写し) ②障害者手帳・療育(愛護)手帳(写し)	規定様式	△	△	※①については、障害者雇用状況の報告義務が「有」の場合で、法定雇用率を達成している場合に提出してください。 ※②については、障害者雇用状況報告義務が「無」の場合で、障がい者の方を常時雇用している場合に提出してください。
28	青森保護観察所が発行する証明書(写し)	規定様式	△	△	※青森保護観察所への協力雇用主登録されている場合のみ提出してください。

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。

### 別表 3

【申請する業務内容に応じて必要となる書類】委託(測量、建設コンサルタント等、一般委託、賃貸借)

※一般委託、賃貸借のみを登録する場合は、下記 No. 29 及び 30 のみ提出してください。

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
29	委託登録希望業種・部門	様式 1 2 (1)～(7)	△	△	※委託(賃貸借を含む)に登録を希望する場合に提出してください。 ※登録を希望する業種のページのみ提出してください。
30	委託登録に係る各種許可証等(写し)	規定様式	△	△	※一般委託、賃貸借で営業に関し法律上必要な許可等を取得している場合に提出してください。
31	登録通知書(写し)	規定様式	△	△	※国土交通省の登録規程に基づく登録業者で、「業種：地質調査」、「業種：補償関係コンサルタント」、「業種：土木関係建設コンサルタント」に登録を希望する場合は、最新のものを提出してください。
32	現況報告書(写し)	規定様式	△	△	※同上 ※現況報告書は、各登録規程に基づく現況報告の際に提出した書類一式を提出してください。
33	登録証明書(写し)	規定様式	△	△	※営業に関し法律上登録が必要な場合は、最新のものを提出してください。 ※登録を希望する業種の現況報告書(写し)の提出があれば不要してください。
34	測量業者登録通知書(又は証明書)(写し) ※測量法第55条に基づく登録	規定様式	△	△	※「業種：測量」に登録を希望する場合に提出してください。
35	建築士事務所登録通知書(又は証明書)(写し) ※建築士法第23条に基づく登録	規定様式	△	△	※「業種：建築関係建設コンサルタント、部門：建築一般」に登録を希望する場合に提出してください。
36	不動産鑑定業者であることを証する書面(写し) ※不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく登録	規定様式	△	△	※「業種：補償関係コンサルタント、部門：不動産鑑定」に登録を希望する場合に提出してください。
37	実績調書	様式 1 3	△	△	※青森市内に本店がある場合にのみ提出してください。
38	技術者経歴書	様式 1 4 (測量)	△	△	※現況報告書(写し)の提出があれば不要です。
		様式 1 5 (建築関係建設コンサルタント)	△	△	
		様式 1 6 (地質調査)	△	△	
		様式 1 7 (補償関係コンサルタント)	△	△	
		様式 1 8 (土木関係建設コンサルタント)	△	△	
39	実務経験証明書	様式 1 9	△	△	※「業種：地質調査」及び「業種：補償関係コンサルタント」業務に従事する技術者の資格が実務経験の場合は、様式 1 6 及び様式 1 7 に加え、業種ごとに提出してください。

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。



## 別表 4

### 【申請する業務内容に応じて必要となる書類】物品

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
40	物品登録希望業種・品目	様式 2 0 (1)～(6)	△	△	※物品に登録を希望する場合に提出してください。 ※登録を希望する業種のページのみ提出してください。
41	物品登録に係る各種許可証等(写し)	規定様式	△	△	※営業に関し法律上必要な許可等 を取得している場合に提出してください。
42	印刷用機械器具設備状況一覧表	様式 2 1	△	△	※「業種：印刷類」に登録を希望する 場合に提出してください。
43	H A C C P (食品衛生法による総合 衛生管理製造過程)の承認を受けて いることを証する書面(写し)	規定様式	△	△	※食品衛生法により総合衛生管理 製造過程による食品の製造又は 加工の承認を受けている場合に 提出してください。

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。

## 別表 5

### 【別表 1 から 4 の書類と一緒にして提出する書類】

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
44	債権者情報登録(口座振替依頼)書	様式 2 2	○	○	

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。

## 別表 6

### 【別表 1 から 5 の書類と別にして提出する書類】

No.	書類の名称等	様式	法人	個人	備考
45	競争入札参加資格審査申請書チェックリスト	様式 2 3	○	○	
46	申請書受付票	様式 2 4	△	△	※申請書類を持参する場合にのみ 提出(郵送提出の場合は提出不 要)してください。

※○は必須提出、△は該当する場合又は希望する場合に提出してください。

## 別表 7

### 【随時提出する書類】変更又は更新したときは、すみやかに提出してください。

No.	書類の名称等	様式	対象業務	備考
47	入札参加資格審査申請書記載事項変更届	規定様式 (※市ホームページに掲載 しています。)	全ての業務	※商号・名称、代表者、代表者印、 委任先、所在地、使用印鑑、電話 番号、F A X 番号、E メールアド レス、契約金等振込口座等、申請 書の記載事項に変更が生じた場 合に提出してください。 ※詳しくは「青森市競争入札参加者 のための手引き」をご覧ください。
48	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書(写し)	規定様式	工事	※更新した場合は、有効期限が過ぎ る前に提出してください (F A X 又はEメールでの提出可)
49	技術者登録届出書(写し) 又は 技術職員名簿	規定様式 様式 1 0	工事	※青森市内に本店を有する者のみ ※経営事項審査後に技術職員の増 減が生じた場合に提出してくだ さい。 ※技術職員の増減が生じた場合に、 変更箇所を朱書き訂正し提出し てください。

No.	書類の名称等	様式	対象業務	備考
50	建設業許可通知書（又は証明書、指令書）、建設業許可申請書別表（又は別紙二）及び専任技術者証明書（又は一覧表）（写し）	規定様式	工事	※更新した場合は、有効期限が過ぎる前に提出してください。 （FAX又はEメールでの提出可）
51	技術者経歴書	様式14 ～18	委託（測量、建設コンサルタント等）	※青森市内に本店を有する者のみ ※技術者の増減が生じた場合に、変更箇所を朱書き訂正し提出してください。

※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)」が有効期限内に提出されない場合は、提出されるまでの間、工事の入札参加資格を停止することがあります。

## 別記(記載要領)

### ○様式4(1) 営業状況等報告書

項目	記載方法等
【契約関係の連絡先】	◇入札・見積通知等、青森市から <u>契約に係る連絡</u> を受ける際に使用する電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載してください。
【市内営業所等の有無】	◇青森市内に本店や営業所等が有る場合は「有」に、無い場合は「無」にチェック☑してください。「有」の場合は、市内営業所等の住所、電話番号、従業員数を記載してください。
【資本金】	<p><b>法人の場合</b> 直前1年度決算の「貸借対照表」から当期末における①資本金、②純資産の部の合計額を各欄に転記してください。</p> <p><b>個人の場合</b> 直前1年間の青色申告決算書から①元入金、②次年度繰越純資本金額(元入金と事業主貸借の清算の合計)を記入してください。 (注)白色申告の場合は、記入不要です。</p>
【会社創業日】 【営業年数】	<p>◇「会社創業日」欄は、組織変更、家業相続等があり、かつ、現企業体と前企業体が同一性を保持している場合は前企業体の創業日を、また、企業の合併があった場合は合併前の各企業体の古いものの創業日を記入してください。</p> <p>◇「営業年数」欄は、創業から書類提出日までの期間から当該事業を中断した期間を控除し、1年未満は切り捨てて記入してください。なお、年数は申請書提出日現在とします。</p> <p>◇当該創業日は、登記事項証明書等により確認します。</p>
【総従業員数】	<p>◇「総従業員数」欄には、<u>代表者及び申請書提出時現在で常時雇用している常用労働者の総数を記載</u>してください。</p> <p>◇「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を定めずに、又は<u>1か月を超える期間</u>を定めて雇われている者</li> <li>・理事、重役等の法人の役員及び事業主の家族で常時勤務し、一般従業員と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の支払いを受けている者</li> </ul> <p>◇「うち青森市民雇用人数」欄には、申請書提出時現在で常時雇用している常用労働者及び代表者のうち、青森市内に住民票を有する方の人数を記載してください。</p>
【主たる業種】	◇日本標準産業分類を参照
【株式・出資状況役員兼務状況】	<p>◇中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項に該当する者)であり、かつ下記に該当する場合はそれぞれ「該当」に、該当しない場合は「非該当」にチェック☑してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者</li> <li>② 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者</li> <li>③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</li> </ol>

○様式4(2) 営業状況等報告書(工事に登録を希望する場合に提出)

項目	記載方法等
<p><b>【社会保険等加入状況】</b></p> <p>※工事に登録を希望する場合に提出</p>	<p>◇工事業者名簿への登録に当たっては、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)への加入(適用除外の者を除く。)を条件とします。</p> <p>◇申請書提出時の常用雇用者の加入状況について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の同じ項目に基づき、「有」「無」「適用除外」にチェック☑してください。</p> <p>◇「健康保険、厚生年金保険」又は「雇用保険」の「適用除外」にチェック☑した場合は、様式11「社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の適用を受けないことの届出書」を提出してください。</p> <p>◇経営規模等評価通知書・総合評定値通知書を取得していない各保険適用事業者においては、次の書類を提出してください。</p> <p><b>健康保険及び厚生年金保険関係</b> 所在地を所管する日本年金機構年金事務所や健康保険組合が発行する納付証明書の写し又は、社会保険料(健康保険分+厚生年金保険分)の直近12か月分の領収書の写し。 ※最近になって初めて加入した場合は、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」の事業主控の写し</p> <p><b>雇用保険関係</b> ① 令和5年度分の概算・確定労働保険料申告書の写し(所管労働局発行のもの、労働保険組合に加入している場合は、労働保険組合の納入通知書) ②労働保険料領収書の写し ※最近になって初めて加入した場合は、「雇用保険適用事業所設置届」の事業主控の写し</p>
<p><b>【ISO等取得状況】</b></p> <p>※工事に登録を希望する場合に提出</p>	<p>◇ISO、エコアクション21、KES、ISO45001又はCOHSMSの認証取得の「有」「無」について、該当する方にチェック☑してください。</p> <p>(参考)</p> <p>ISO9001 : 国際標準化機構認証(国際規格)(品質管理面でのシステム) ISO14001 : 国際標準化機構認証(国際規格)(環境管理面でのシステム) エコアクション21 : (一財)持続性推進機構認証(国内規格)(省エネ・省資源等の取り組みシステム) KES : 特定非営利活動法人KES環境機構認証(環境マネジメントシステム) ISO45001 : 国際標準化機構認証(国際規格)(労働安全衛生マネジメントシステム) COHSMS(コスモス) : 建設業労働災害防止協会認証(建設業労働安全衛生マネジメントシステム)</p>
<p><b>【障がい者雇用状況】</b></p> <p>※工事に登録を希望する場合に提出</p>	<p>◇「障がい者雇用人数」欄には、申請書提出時現在で常時雇用している常用労働者及び代表者のうち、障がい者の方の実数を記載し、(1)又は(2)の書類を添付してください。</p> <p>◇「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用状況の報告義務の「有」「無」、及び法定雇用率の「達成」「未達成」について該当する方にチェック☑してください。</p> <p>なお、下記(1)の障害者雇用状況報告書では重度障害の方の人数を2倍で計算しており、実数と異なることがありますので注意してください。</p> <p>(1)障害者雇用状況を公共職業安定所に報告する義務が課せられている企業で法定雇用率を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の写し (2)障害者雇用状況を公共職業安定所に報告する義務がない企業で障がい者の方を常時雇用している場合は、当該常用労働者の障害者手帳、療育(愛護)手帳の写し</p> <p>◇上記以外、申請時において雇用を確認できる書類の提示は必要ありませんが、申請の状況により、書類の提示又は市職員の立入り等により確認する場合があります。</p>
<p><b>【青森市との応援協定締結状況】</b></p> <p>※工事に登録を希望する場合に提出</p>	<p>◇青森市と災害時等における応援協定を企業単体又は所属する団体において締結している場合「有」にチェック☑し、その協定の名称及び所属団体名を記載してください。</p>

項目	記載方法等
【青森保護観察所への協力雇用主登録状況】 ※工事に登録を希望する場合に提出	◇保護観察対象者等の「協力雇用主」として、青森保護観察所に登録している場合「有」にチェック☑し、以下の書類を添付してください。 <u>青森保護観察所が発行する証明書の写し</u> <u>(証明の日付が令和5年12月1日以降のもの)</u>

○様式5-1 使用印鑑届(使用目的にかかわらず同一の印鑑を使用する場合)

○様式5-2 使用印鑑届(使用目的毎に異なる印鑑を使用する場合)

項目	記載方法等
【使用印】	◇法人の場合の使用印は、必ず法人の商号又は名称及び職名が入った印を登録してください。 ◇社印は、登録する使用印に法人の商号又は名称が入っていない場合にのみ登録してください。 ◇個人の場合の使用印は、私印も可とします。

○様式7 資本関係・人的関係に関する調書

項目	記載方法等
共通事項	<p>◇「資本関係に関する事項」及び「人的関係に関する事項」の欄には、青森市の資格審査申請を予定している方と資本関係又は人的関係がある場合、該当欄の「有」に○をつけ、必要事項を記入してください。</p> <p>◇「資本関係に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等という。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合</li> <li>・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</li> </ul> <p>◇「人的関係に関する事項」</p> <p>以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる物を除く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</li> <li>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</li> <li>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</li> </ol> </li> <li>二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</li> </ol> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げるものに準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

- 様式 8 (1)～(2) 工事登録希望業種・部門  
 ○様式 12 (1)～(7) 委託登録希望業種・部門 (測量、建設コンサルタント等、一般委託、賃貸借)  
 ○様式 20 (1)～(6) 物品登録希望業種・品目

項目	記載方法等
共通事項	◇登録を希望する業務内容(工事、委託、物品)に応じて、該当する様式を提出してください。 ◇記載しない様式は提出しないでください。
【希望業種(順位)】	【工事】 ◇登録を希望する業種の希望順位欄に、 <u>順位</u> を記載してください。 <u>工事の登録可能業種数は、130万円以下の維持修繕工事を含めて10業種までです。また、130万円以下の維持修繕工事(経営事項審査による経営規模等評価結果、完成工事高の平均が500万円未満又は経営事項審査を受けていない業種)は5業種までとなります。</u> ※希望順位は、等級の決定において、130万円以下の維持修繕工事に格付される業種が5業種を超えた場合に、希望順位の上位から5業種を登録するために使用します。 【委託、物品】 ◇登録を希望する業種の希望順位欄に、 <u>主力に押す順位</u> を委託、物品ごとに記載してください。
【登録部門(品目)】	◇選択した業種の中から、登録を希望する部門(品目)を選択し、○印を記載してください。
【実績】	【工事、委託】 ◇選択した部門において官公庁との契約実績(過去何年前でも可)がある場合には、○印を記載してください。
【建設業許可区分】 【総合評定値】 【完成工事高】 【技術職員数】	【工事】 ◇経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の同じ項目を転記してください。

○様式 9 工事経歴書

項目	記載方法等
共通事項	◇130万円以下の維持修繕工事にも登録を希望する場合及び経営事項審査を受審していない業種について130万円以下の維持修繕工事にも登録を希望する場合は、必ず提出してください。 ※経営事項審査を受審している業種に登録を希望する場合は不要です。 ◇登録を希望する業種毎に、令和5年1月から12月までの1年間の工事経歴(施工中含む。)を記載してください。 ◇契約金額の高い順に10件を限度に記載してください。 ◇複数の小額の契約をまとめて「その他」として記載しないでください。
【請負代金の額】	◇請負代金の額は、契約金額を「千円」単位で記載してください。
【工事場所のある都道府県名】	◇一件の契約で、二つ以上の都道府県に工事場所がある場合は、全ての都道府県名を記載してください。

○様式 10 技術職員名簿

項目	記載方法等
共通事項	<p>◇130万円以下の維持修繕工事にのみ登録を希望する場合及び経営事項審査を受審していない業種について130万円以下の維持修繕工事にも登録を希望する場合は、必ず提出してください。</p> <p>※経営事項審査を受審している業種に登録を希望する場合は、最新の経営事項審査の受審時に添付した技術職員名簿の副本(写し)の提出があれば不要です。</p> <p>◇登録を希望する業種毎に作成してください。</p> <p>◇経営事項審査の受審後に技術職員の増減が生じた場合は、変更手続きのために(公財)青森県建設技術センターに提出した技術者登録届出書の副本の写しがある場合はその写しを、副本の写しがない場合は、技術者の異動等の状況がわかる一覧表(任意様式:技術者氏名、資格の名称、資格取得年月日、異動年月日の記載があるもの)を提出してください。</p>
【学校の種類】	◇大学、高等専門学校等の別を記載してください。
【法令による免許等】	◇登録を希望する業種に必要な法令による免許、技術又は技能の認定を受けたものを記載してください。(例:1級建築士、2級土木施工管理技士、10年以上の実務経験) 登録を希望する業種に必要な資格等一覧表(P16~P18)参照

○様式 13 実績調書

項目	記載方法等
共通事項	<p>◇令和5年1月から12月までの1年間の業務実績を記載してください。</p> <p>◇契約金額の高い順に10件を限度に記載してください。契約書の有無は問いません。また、同じ発注者のものが複数件あっても構いません。</p> <p>◇複数の小額の契約をまとめて「その他」として実績に記載しないでください。</p> <p>◇青森市の分類による業種が混合している場合は、契約金額内訳の割合が大きい業種に記載してください。</p> <p>◇件名には、契約書等に記載された業務名又は業務の概要を記載してください。</p>

- 様式 14 技術者経歴書(測量)
- 様式 15 技術者経歴書(建築関係建設コンサルタント)
- 様式 16 技術者経歴書(地質調査)
- 様式 17 技術者経歴書(補償関係コンサルタント)
- 様式 18 技術者経歴書(土木関係建設コンサルタント)

項 目	記 載 方 法 等
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇業種毎に作成してください。</li> <li>◇国土交通省の登録規定に基づく登録業者で、「業種：地質調査」、「業種：補償関係コンサルタント」、「業種：土木関係建設コンサルタント」に登録を希望する場合は、現況報告書(写し)の提出があれば不要です。</li> <li>◇常用労働者である技術職員について記載してください。</li> <li>◇競争入札参加資格認定後に技術職員の増減が生じた場合は、技術者経歴書を朱書き訂正して提出してください。</li> <li>◇雇用及び有資格状況について、必要に応じて書類の提示又は市職員の立入り等により確認する場合があります。なお、虚偽の記載を行った場合等は、指名停止の措置要件に該当する場合がありますので注意してください。</li> </ul>
測量	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「資格の種類」欄には、該当する資格に○印を記載し、測量士の他に測量士補の登録を受けている場合は、測量士の欄に○印を記載してください。</li> </ul>
建築関係建設コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校等の別を記載してください。</li> <li>◇「資格等の種類」欄には、該当する資格に○印を記載し、1級建築士の他に2級建築士の免許を有する場合は、1級建築士の欄に○印を記載してください。</li> </ul>
地質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校等の別を記載してください。</li> <li>◇「資格の種類」欄には、該当する資格に○印を記載してください。</li> <li>◇国土交通大臣認定者とは、地質調査業者登録規程第3条第1号ロの規定により国土交通大臣が認定した者をいいます。</li> <li>◇地質調査実務経験者とは、学校教育法による大学又は高等専門学校において土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学又は物理学に関する学科を修めて卒業した後、地質調査に関し15年以上の実務の経験を有する者をいいます。</li> </ul>
補償関係コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「資格等の種類」欄には、該当する資格に○印を記載し、「補償業務管理士」欄には、該当する専門分野に○印を記載してください。</li> <li>◇国土交通大臣認定者とは、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定により国土交通大臣が認定した者をいいます。</li> <li>◇補償業務実務経験者とは、補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者をいいます。</li> <li>◇公共用地取得実務経験者とは、官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者をいいます。</li> </ul>
土木関係建設コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「最終学歴(学校の種類)」欄には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校等の別を記載してください。</li> <li>◇「資格の種類」欄には、該当する資格に○印を記載し、1級土木施工管理技士の他に2級土木施工管理技士の免許を有する場合は、1級土木施工管理技士の欄に○印を記載してください。</li> <li>◇国土交通大臣認定者とは、建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定により国土交通大臣が認定した者をいいます。</li> </ul>

○様式 19 実務経験証明書

項 目	記 載 方 法 等
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「業種：地質調査」及び「業種：補償関係コンサルタント」業務に従事する技術者の資格が実務経験の場合は、様式16及び様式17に加え、業種ごとに作成してください。</li> </ul>
【実務経験の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇契約における業務名等の名称を記載してください。</li> </ul>



○様式 2 2 債権者情報登録(口座振替依頼書)書

項目	記載方法等
共通事項	◇前金払用口座の記入は、建設工事及び委託(測量、建設コンサルタント等)に登録を希望する場合のみ記載してください。 ◇通常払用口座と前金払用口座を同一にすることはできません。

◎法令等による資格一覧表(測量、建設コンサルタント等)

根拠	コード	資格名	根拠	コード	資格名
建設業法	0 1	1 級土木施工管理技士	技術士法	1 7	技術士(森林部門)
	0 2	2 級土木施工管理技士		1 8	技術士(衛生工学部門)
建築士法	0 3	1 級建築士		1 9	技術士(総合技術管理部門)
	0 4	2 級建築士		2 0	技術士(地質)
測量法	0 5	測量士	その他	2 1	建築設備士
	0 6	測量士補		2 2	RCCM
計量法	0 7	環境計量士		2 3	地質調査技士
不動産鑑定評価法	0 8	不動産鑑定士		2 4	補償業務管理士
	0 9	不動産鑑定士補		2 5	公共用地取得実務経験者
土地家屋調査士法	1 0	土地家屋調査士		2 6	建築積算資格者
技術士法	1 1	技術士(建設部門)		2 7	補償業務実務経験者
	1 2	技術士(農業部門)		2 8	地質調査実務経験者
	1 3	技術士(電気・電子部門)		2 9	国土交通大臣認定者(土木)
	1 4	技術士(機械部門)		3 0	国土交通大臣認定者(地質)
	1 5	技術士(上下水道部門)		3 1	国土交通大臣認定者(補償)
	1 6	技術士(水産部門)		3 2	土地区画整理士

◎登録を希望する業種に必要な資格等一覧表（工事関係）

資格区分		建設業の種類																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイ	鋼	鉄筋	ほ装	しゆ	板金	ガラ	塗装	防水	内装	機械	熱絶	通信	造園	井	建具	水道	消防	清掃	解体	
建設業法	1級建設機械施工技士	★				★								★																	
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	★				★								★																	
	1級土木施工管理技士	★			3	★	★	3			3	★	3	★	★			★	3			3			3		★		3	★	
	1級土木施工管理技士補				3	3	3	3			3		3		3				3	3			3		3		3		3	3	
	2級土木施工管理技士(土木)	★			5	★	★	5			5	★	5	★	★				5	5			5		5		★		5	★	
	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				5	5	5	5			5		5		5				★	5			5		5		5		5	5	
	2級土木施工管理技士(薬液注入)				5	★	5	5			5		5		5				5	5			5		5		5		5	5	
	2級土木施工管理技士補				5	5	5	5			5		5		5				5	5			5		5		5		5	5	
	1級建築施工管理技士		★	★	★	★	★	★			★	★	★				★	★	★	★	★	3	★				★	3	3	3	★
	1級建築施工管理技士補			3	3	3	3	3			3		3				3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3
	2級建築施工管理技士(建築)		★	5	5	5	5	5			5		5				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	★
	2級建築施工管理技士(躯体)			★	5	★	5	5			★	★	★				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	★
	2級建築施工管理技士(仕上げ)			★	★	5	★	★			★		5				★	★	★	★	★	5	★				★	5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補			5	5	5	5	5			5		5				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5
	1級電気工事施工管理技士									★													3						3		
	1級電気工事施工管理技士補																						3						3		
	2級電気工事施工管理技士									★													5						5		
	2級電気工事施工管理技士補																						5						5		
	1級管工事施工管理技士										★		3		3	3							3	3		3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補												3		3	3							3	3		3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士										★		5		5	5							5	5		5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補												5		5	5							5	5		5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																							★							
	2級電気通信工事施工管理技士																							★							
1級造園施工管理技士				3	3	3	3				3		3		3			3	3			3		★	3		3		3	3	
1級造園施工管理技士補				3	3	3	3				3		3		3			3	3			3			3		3		3	3	
2級造園施工管理技士				5	5	5	5				5		5		5			5	5			5		★	5		5		5	5	
2級造園施工管理技士補				5	5	5	5				5		5		5			5	5			5			5		5		5	5	
建築士法	1級建築士		★	★				★			★	★									★										
	2級建築士		★	★				★			★										★										
	木造建築士			★																											
	建築設備士									1	1																				
技術士法	建設・総合技術監理(建設)	★				★			★					★	★									★						★	
	建設・総合技術監理(鋼構造及びコンクリート)	★				★			★			★		★	★									★						★	
	農業・総合技術監理(農業土木)	★				★																									
	電気電子・総合技術監理(電気・電子)								★														★								
	機械・総合技術監理(機械)																						★								
	機械・総合技術監理(流体工学又は熱工学)											★											★								
	上下水道・総合技術監理(上下水道)											★																	★		
	上下水道・総合技術監理(上水道及び工業用水道)											★														★			★		
	水産・総合技術監理(水産土木)	★				★									★																
	森林・総合技術監理(林業)																								★						
	森林・総合技術監理(森林土木)	★				★																			★						
	衛生工学・総合技術監理(建築物環境衛生管理)											★																			
	衛生工学・総合技術監理(水質管理)											★																	★		
	衛生工学・総合技術監理(廃棄物・資源循環)											★																	★	★	

※枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

◎登録を希望する業種に必要な資格等一覧表（工事関係）

資格区分		建設業の種類																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイ	鋼	鉄筋	ほ装	しゆ	板金	ガラ	塗装	防水	内装	機械	熱絶	通信	造園	井	建具	水道	消防	清掃	解体	
電気工事士法	第1種電気工事士								★																						
	第2種電気工事士(免状交付後3年の実務経験要)								3																						
電気事業法	電気主任技術者(1～3種)(免状交付後5年の実務経験要)								5																						
電気通信事業法	電気通信主任技術者(資格証交付後5年の実務経験要)																						5								
	工事担任者(第1級アナログ・デジタル通信の両方)の交付を受けた者																						3								
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者																						3								
水道法	給水装置工事主任技術者(免状交付後1年の実務経験要)									1																					
消防法	甲種消防設備士																												★		
	乙種消防設備士																												★		
職業能力 開発促進法 (2級の資格は 合格後3年の 実務経験要。 ただし、平成 16年4月1日時 点で合格して いた者は合格 後1年の実務 経験要。)	建築大工		★																												
	型枠施工		★		★																										
	左官				★																										
	とび・とび工					★																									★
	コンクリート圧送施工					★																									
	ウェルポイント施工					★																									
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管										★																				
	給排水衛生設備配管										★																				
	配管・配管工										★																				
	建築板金(ダクト板金作業)								★		★						★														
	タイル張り・タイル張り工											★																			
	築炉・築炉工・れんが積み											★																			
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						★					★																			
	石工・石材施工・石積み						★																								
	鉄工・製缶												★																		
	鉄筋組立て・鉄筋施工													★																	
	工場板金																	★													
	板金・板金工(建築板金作業)・建築板金(内外装板金作業)								★									★													
	板金・板金工・打出し板金																	★													
	かわらぶき・スレート施工							★																							
	ガラス施工																	★													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		★												
	建築塗装・建築塗装工																		★												
	金属塗装・金属塗装工																		★												
	噴霧塗装																		★												
	路面標示施工																		★												
	畳製作・畳工																				★										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				★										
	熱絶縁施工																						★								
	建具製作・建具工・木工(建具製作作業)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										★				
	造園																								★						
	防水施工																			★											
	さく井																									★					
その他	地すべり防止工事士					1																			1						
	基礎施工士					★																									
	1級計装士									1	1																				
	解体工事施工技士(請負金額500万円以下の解体工事のみ適用)																													★	

※枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

◎登録を希望する業種に必要な資格等一覧表（工事関係）

資格区分	建設業の種類																													
	01 土木	02 建築	03 大工	04 左官	05 とび	06 石	07 屋根	08 電気	09 管	10 タイ	11 鋼	12 鉄筋	13 ほ装	14 しゆ	15 板金	16 ガラ	17 塗装	18 防水	19 内装	20 機械	21 熱絶	22 通信	23 造園	24 井	25 建具	26 水道	27 消防	28 清掃	29 解体	
建設業法 ( <u>基幹的な役割を担う職種で、10年以上の実務経験、実務経験のうち3年以上の職長経験及び実施機関において定める資格等の保有要。</u> )	登録電気工事基幹技能者							★														★								
	登録橋梁基幹技能者				★						★																			
	登録造園基幹技能者																							★						
	登録コンクリート圧送基幹技能者					★																								
	登録防水基幹技能者																		★											
	登録トンネル基幹技能者					★																								
	登録建設塗装基幹技能者																	★												
	登録左官基幹技能者				★																									
	登録機械土工基幹技能者					★																								
	登録海上起重基幹技能者														★															
	登録PC基幹技能者					★							★																	
	登録鉄筋基幹技能者												★																	
	登録圧接基幹技能者												★																	
	登録型枠基幹技能者			★																										
	登録配管基幹技能者								★																					
	登録鳶・土工基幹技能者					★																								
	登録切断穿孔基幹技能者					★																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			★										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									★				
	登録エクステリア基幹技能者					★	★				★																			
	登録ALC基幹技能者										★																			
	登録建築板金基幹技能者							★								★														
	登録外壁仕上基幹技能者				★													★	★											
	登録ダクト基幹技能者									★													★							
	登録保温保冷基幹技能者																						★							
	登録ウレタン断熱基幹技能者																						★							
	登録グラウト基幹技能者					★																								
	登録冷凍空調基幹技能者									★																				
	登録運動施設基幹技能者					★								★											★					
	登録基礎工基幹技能者					★																								
	登録タイル張り基幹技能者										★																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					★													★											
	登録土工基幹技能者					★																								
	登録発破・破砕基幹技能者					★																								
	登録圧入基幹技能者					★																								
	登録送電線工事基幹技能者					★			★																					
	登録消火設備基幹技能者																												★	
	登録建築大工基幹技能者				★																									
	登録建築測量基幹技能者				★																									
	登録硝子工事基幹技能者																★													
登録さく井基幹技能者																								★						
登録解体基幹技能者																													★	
登録あと施工アンカー基幹技能者					★																									
建設業法	工大卒3年、工高卒5年以上の実務経験(法第7条第2号イ該当)	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
	10年以上の実務経験(法第7条第2号ロ該当)	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	

※枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

工 事 分 類 表

業 種		登録希望部門分類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示		
業種コード	業 種 名	部門コード	部 門 名				
0001	土木一式	05	土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含ま）	○道路関連工事 【道路整備、橋梁整備（橋梁上部工・下部工）、トンネル、側溝整備など】 ○河川関連工事 【河川改修、排水路整備、流雪溝整備、その他治水対策など】 ○農業・林業関連土木工事 【ほ場整備、農林道整備、農業用水路整備、治山対策など】 ○下水道関連工事 【下水道管理設工事など】 ○その他 【土地区画整理、土地造成、擁壁工事、グラウンド整備、地すべり防止など】		
				注) ○盛土工事、掘削工事等は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート（0005-01） ○コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート（0005-01） ○コンクリートくい打ち工事は、とび・土工・コンクリートの杭（0005-15） ○ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工・コンクリートの道路付属物設置（0005-45） ○コンクリート積み（張り）工事は、石の石（0006-10）又はタイル・れんが・ブロックのタイル・れんが・ブロック（0010-10） ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の取水施設（0026-10）、浄水施設（0026-20）又は配水施設（0026-30） ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の下水処理施設（0026-40） ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設のごみ処理施設（0028-10）又はし尿処理施設（0028-20）			
				20	大口径管渠推進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う下水道等の大口径管渠推進工事（口径が概ね800mm以上のもの）	管径800mm以上の管渠推進工事
				25	小口径管渠推進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う下水道等の小口径管渠推進工事（口径が概ね800mm未満のもの）	管径800mm未満の管渠推進工事
				55	PC橋梁	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
70	公設汚水柵設置	下水道の公設汚水柵設置工事	公設汚水柵設置工事				
0002	建築一式	10	建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（20の木造建築物工事は除く）	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事、軽量鉄骨造建築物工事、鉄骨プレハブ造建築物工事、コンクリートプレハブ造建築物工事、コンクリートブロック造建築物工事		
				注) ○コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート（0005-01） ○コンクリートくい打ち工事は、とび・土工・コンクリートの杭（0005-15） ○コンクリート積み（張り）工事は、石の石（0006-10）又はタイル・れんが・ブロックのタイル・れんが・ブロック（0010-10） ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の取水施設（0026-10）、浄水施設（0026-20）又は配水施設（0026-30） ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の下水処理施設（0026-40） ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設のごみ処理施設（0028-10）又はし尿処理施設（0028-20）			
		20	木造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	大断面木造建築物工事、枠組壁溝法工事等		
0003	大工	10	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事		

業種		登録希望部門分類		工事の内容	工事の例示		
業種コード	業種名	部門コード	部門名				
0004	左官	10	左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事（建築物）、とぎ出し工事、洗い出し工事		
0005	とび・土工・コンクリート	01	とび・土工・コンクリート	足場の組立て・鉄骨等の組立て（加工を除く）工事、機械器具・建設資材等の重量物の揚重運搬配置工事、土砂等の掘削・盛上げ・締め固め工事、コンクリートブロック（根固めブロック、消波ブロック等規模の大きいもの）の据付工事、コンクリートにより工作物を築造する工事、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	とび工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、はつり工事、吹付け工事		
				注) ○土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木一式の土木一式（0001-05） ○プレストレストコンクリート工事のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、土木一式のPC橋梁（0001-55） ○建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官の左官（0004-10）又は防水の防水（0018-10） ○建築物の内外装として擬石等を張り付ける工事や法面処理又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石の石（0006-10） ○コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロックのタイル・れんが・ブロック（0010-10） ○鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造物の鉄骨（0011-10）、鋼橋梁（0011-20）			
				15	杭	既製杭等を打撃・圧入・振動・ジェット・プレボーリング・中掘工法により打つ工事、及びアースオーガ・リバーズ・オールケーシング工法等でコンクリート杭を築造する工事	杭工事、既製コンクリート杭打工事、鋼管杭打工事、鋼矢板打工事、矢板土囲工事、杭拔工事、場所打ちコンクリート杭工事
				35	地盤改良	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
				45	保安施設設置	ガードレール、標識看板等を組立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、道路反射鏡設置工事、防音壁工事、転落防止柵設置工事
		50	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事、バックネット設置工事		
0006	石	10	石	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（建築物内外装、法面処理、擁壁）、石材加工工事		
				注) ○橋梁など土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木一式の土木一式（0001-05）、PC橋梁（0001-55）等 ○コンクリートブロック据付工事のうち、根固めブロック、消波ブロック等規模の大きいものは、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート（0005-01） ○コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロックのタイル・れんが・ブロック（0010-10）			
0007	屋根	10	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事		
0008	電気	10	総合電気設備	電気工作物を総合的に建設する工事、電気設備（放送、テレビ共聴、火報等含む）・送配電設備・照明設備・その他の電気設備を設置する工事	総合電気設備工事、送配電線工事、引込線工事、電車線工事、構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事、電気防食工事		
				注) ○電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置のプラント設備（0020-20）			
				20	発電変電設備	発電設備（非常用予備発電設備を含む）、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
				50	信号設備	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
		60	上下水道施設電気設備	上下水道施設の電気設備を設置する工事	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事		
				注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の取水施設（0026-10）、浄水施設（0026-20）又は配水施設（0026-30） ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の下水処理施設（0026-40）			

業種		登録希望部門分類		工事の内容	工事の例示
業種コード	業種名	部門コード	部門名		
0009	管	10	給排水設備	給排水設備等を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事、浄化槽・合併処理浄化槽工事
		20	冷暖房空調設備	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
		40	ガス管配管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
		50	冷凍冷蔵設備	冷凍、冷蔵のための設備を設置する工事	冷凍冷蔵設備工事
		60	水道配管	導水管、送水管、配水管等を設置する工事	導水管工事、送水管工事、配水管工事
0010	タイル・れんが・ブロック	10	タイル・れんが・ブロック	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又は張付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事(外壁)
				注) ○コンクリートブロックのうち、根固めブロック、消波ブロック等規模の大きいものの据付けは、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート(0005-01) ○建築物の内外装として擬石等を張り付ける工事や法面処理又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石の石(0006-10)	
0011	鋼構造物	10	鉄骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨・鉄塔・門扉・プール・タンク等を築造する工事、又はその他の鋼構造物工事	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事、鉄塔工事閘門工事、水門工事、鋼製自動堰工事、鋼製・ステンレス製プール工事、鋼製水槽工事、石油・ガス貯蔵用タンク工事、屋外広告工事
				注) ○既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート(0005-01)	
0011	鋼構造物	20	鋼橋梁	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
				注) ○既に加工された鋼橋梁等を組立てるのみの工事は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート(0005-01)	
0012	鉄筋	10	鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工・接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
0013	ほ装	10	ほ装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
				注) ○ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工・コンクリートの道路付属物設置(0005-45)	
0014	しゅんせつ	10	しゅんせつ	河川、港湾等の水底を浚渫する工事	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)
				注) ○陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート(0005-01)	
0015	板金	10	板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板張付け工事、ステンレス板張付け工事
				注) ○板金屋根工事は、屋根の屋根(0007-10)	
0016	ガラス	10	ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
0017	塗装	10	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又は塗付ける工事、屋内にコートラインを標示する工事、その他の塗装工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事、コートライン標示工事、布張り仕上げ工事、アスベスト封じ込め工事、ライニング工事
				20	路面標示
0018	防水	10	防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事、ステンレス防水工事
				注) ○法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工・コンクリートのとび・土工・コンクリート(0005-01)	
0019	内装仕上	10	内装仕上	木材・石膏ボード・壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事、ビニール床タイル・カーペット・ウッドカーペット・たたみ等を用いて建築物の床仕上げを行う工事、その他の内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事(材料を加工・組み立てし、設置するもの)、防音工事

業種		登録希望部門分類		工事の内容	工事の例示
業種コード	業種名	部門コード	部門名		
0020	機械器具設置	10	機械器具設置	運搬機器の組立て・取付けを行う工事、トンネル、地下道等の給排水用機械器具を設置する工事、その他の機械器具設置工事  注) ○建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管の冷暖房空調設備(0009-20)	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事、換気設備工事、送風機械設備工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事
		20	プラント設備	電気設備、管、電気通信設備、消防設備等のプラント設備を複合的に設置する工事(30の水処理設備に該当する工事を除く)  注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の取水施設(0026-10)、浄水施設(0026-20)又は配水施設(0026-30) ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の下水処理施設(0026-40) ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設のごみ処理施設(0028-10)又はし尿処理施設(0028-20)	プラント設置工事
		30	水処理設備	上・下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事、汚泥脱水用・汚泥焼却用機械器具を設置する工事、及び揚排水機器設備を設置する工事  注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の取水施設(0026-10)、浄水施設(0026-20)又は配水施設(0026-30) ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設の下水処理施設(0026-40) ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、清掃施設のし尿処理施設(0028-20)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、擬集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事、汚泥脱水機械設備工事、汚泥焼却炉設備工事、揚水機設置工事、排水機設置工事
0021	熱絶縁	05	熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事 (冷暖房設備・動力設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事)	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事、動力設備熱絶縁工事、燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
0022	電気通信	05	電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設備工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
0023	造園	05	造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
0024	さく井	10	さく井	さく井機械等を用いてさく孔・さく井を行う工事、又はさく孔・さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事、ポンプ設置工事
0025	建具	55	建具	アルミニウム製建具・鋼製建具・鋼製軽量建具・ステンレス製建具・カーテンウォール・自動ドア等を取付ける工事	アルミニウム製建具工事、鋼製建具工事、鋼製軽量建具工事、ステンレス製建具工事、木製建具工事、ふすま工事、金属製カーテンウォール工事、自動ドア取付け工事
		60	シャッター	シャッターを取付ける工事	シャッター取付け工事
0026	水道施設	10	取水施設	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
		20	浄水施設	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事  注) ○上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置の水処理設備(0020-30)	浄水施設工事
		30	配水施設	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事  注) ○農業用水道を建設する工事は、土木一式の土木一式(0001-05) ○家屋その他の施設の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管の給排水設備(0009-10)	配水施設工事



業 種		登録希望部門分類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示		
業種 コード	業 種 名	部門 コード	部 門 名				
0026	水道施設	40	下水処理施設	公共下水道、流域下水道の処理施設を総合的に築造する工事	下水処理施設工事		
				注) ○公道下等の下水道管理設工事は、土木一式の土木一式(0001-05) ○かんがい用排水施設工事は、土木一式の土木一式(0001-05) ○規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管の給排水設備(0009-10) ○下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置の水処理施設(0020-30) ○し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設のし尿処理施設(0028-20)			
0027	消防施設	05	消火設備	水・泡・不燃性ガス・蒸発性液体・粉末による消火に必要な設備を設置する工事、及び 下記に掲げる部門以外の消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓 設置工事、動力消防ポンプ設置工事、泡消火設備工事、不燃性ガス消火設備工事、 蒸発性液体消火設備工事、粉末消火設備工事、排煙設備設置工事		
				50	火災報知設備	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
				60	避難設備	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
				注) ○ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築一式の建築一式(0002-10)又は鋼構造物の鉄骨(0011-10)			
0028	清掃施設	10	ごみ処理施設	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事		
			20	し尿処理施設	し尿処理施設を総合的に設置する工事	し尿処理施設工事	
		注) ○規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管の給排水設備(0009-10) ○公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設の下水処理施設(0026-40)					
0029	解体	10	解体	工作物の解体等を行う工事	工作物解体工事、建築物解体工事、ひき工事、アスベスト除去工事		
				注) ○それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事 ○総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事(0001)や建築一式工事(0002)			

委 託 分 類 表

業種		登録希望部門分類		委 託 業 務 の 内 容 及 び 例 示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）	
業種コード	業種	部門コード	部 門 名				
0051	測 量	10	測量一般	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	・測量法第55条第1項の規定に基づく登録	・測量業者登録証明書	
		20	地図の調整	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成			
		30	航空測量	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成			
0052	建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	10	建築一般	建築全般に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築工事の設計若しくは設計意図伝達	・建築士法第23条第1項の規定に基づく登録	・建築士事務所登録証明書	
			専門				
		15	建築意匠	建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは設計意図伝達			
		20	構造	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は設計意図伝達			
		25	冷暖房	冷暖房設備等の設計又は設計意図伝達			
		30	衛生	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は設計意図伝達			
		35	電気	電気設備等の設計又は設計意図伝達			
		40	建築積算	建築設計における積算数量の算出			
		45	機械設備積算	機械設備設計における積算数量の算出			
		50	電気設備積算	電気設備設計における積算数量の算出			
		55	建物調査	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計			
		60	工事監理（建築）	建築工事等の工事監理			
		65	工事監理（電気）	電気設備工事等の工事監理			
70	工事監理（機械）	機械設備工事等の工事監理					
0053	地 査 質 調	10	地質調査	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言			
0054	補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト	05	土地調査	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等			
		10	土地評価	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成			
		15	物件	物件に関する登記簿等の調査、物件調書その他これに類する資料の作成。物件、居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定			
		18	機械工作物	機械工作物に関する調査又は補償金額の算定			
		20	営業及び特殊補償	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定			
		25	事業損失	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定			
		30	補償関連	公共補償に関する調査又は補償金額の算定			
		35	事業認定	事業認定申請書及び裁決申請書の作成			
		90	その他補償コンサルタント	物件の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。不動産、立木等に関する登記手続。その他の調査又は補償金額の算定			
		95	不動産鑑定	不動産の鑑定評価	・不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定に基づく登録	・不動産鑑定業者であることを証する書面	

提出要領P15 法令等による資格一覧表（測量・建設コンサルタント等関係）参照

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
 また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類(写し)
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0055	土木関係建設コンサルタント			河川、砂防及び海岸(治水水利計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理		提出要領P15 法令等による資格一覧表(測量・建設コンサルタント等関係)参照
		01	河川	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、開門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)		
		02	砂防	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)		
				道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響、評価若しくは助言又はこれに関する工事の設計若しくは監理)		
		15	交通及び路線	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)		
		16	道路	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)		
		17	道路管理施設	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)		
				上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
		25	水道施設	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)		
		26	送配水管渠	送配水管渠に関するもの		
				下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれに関する工事の設計若しくは監理)		
		30	下水処理施設	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)		
		31	下水管渠	下水管渠に関するもの		
		35	農業土木	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		
		40	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		
		43	水産土木	水産環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれに関する工事の設計若しくは監理		
		45	造園	公園緑地計画、園路整備、遺構保護(盛土保護、環状列石保護・復元)、景観復元等に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれに関する工事の設計若しくは監理		
				都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
		50	土地利用計画	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)		
		51	都市施設	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)		
52	開発事業	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)				
53	地域計画	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)				
54	環境保全	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)				
55	地質	地質に関する調査、企画、立案又は助言				
60	土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理				

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類(写し)	
業種コード	業種	部門コード	部門名				
0055	土木関係建設コンサルタント		鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれに関する工事の設計若しくはは監理)			建設要領P15 等関係)による資格一覧表(測量・	
		65	鋼橋上部工	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)			
		66	コンクリート橋上部工	コンクリート上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)			
		67	橋梁下部工・基礎構造	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既成杭、場所打杭、層杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)			
		69	特殊構造	特殊構造に関するもの(景観、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧版等)			
		70	維持・補修、その他	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等)			
		72	施工計画、施工設備及び積算	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計または施工方法、仮設計画若しくはは工程計画に基づく積算若しくはは工事原価管理			
		80	建設環境	建設事業にかかる環境保全技術等に関する調査、企画、立案若しくは助言またはこれに関する工事の設計若しくはは監理			
		85	建設機械	建設機械、運搬機械、暖冷房及び冷凍機械等機械設備に関する調査、企画、立案若しくは助言またはこれに関する工事の設計若しくはは監理			
		90	電気・電子	発送配変電、情報通信、電気・電子応用、電気設備技術等に関する調査、企画、立案若しくは助言またはこれに関する工事の設計若しくはは監理			
95	廃棄物	ごみ・し尿・廃水処理等に関する調査、企画、立案若しくは助言またはこれに関する工事の設計若しくはは監理					
0056	一般管理業務	01	電気設備運転管理業務	電気設備の運転管理に関する業務			
		02	空調機械運転管理業務	空調機械設備の運転管理業務			
		03	ボイラー運転管理業務	ボイラー設備の運転管理業務		・ボイラー技士免状等	
		04	冷凍機運転管理業務	冷凍機設備の運転管理業務			
		05	給排水衛生設備運転管理業務	給排水衛生設備の運転管理業務			
		06	通信設備運転管理業務	通信設備の運転管理業務			
		07	スポーツ施設運営管理業務	競技場等スポーツ施設の運営管理業務			
		08	文化施設運営管理業務	展示館等文化施設の運営管理業務			
		09	水処理施設運転管理業務	ポンプ場等水処理施設の運転管理業務			
		10	一般廃棄物処理施設運転管理業務	一般廃棄物処理施設の運転管理業務			
		11	産業廃棄物処理施設運転管理業務	産業廃棄物処理施設の運転管理業務			
		12	一般廃棄物最終処分場運転管理業務	一般廃棄物最終処分場の運転管理業務			
		29	その他施設管理等業務	農場等の管理等に関する業務			
30	公園街路樹等管理業務	公園街路樹等の樹木剪定、草刈、害虫駆除、雪囲及び利用料徴収等に関する業務					
31	森林整備等業務	植栽、除伐、枝打、間伐及び伐採等に関する業務					

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0056	一般管理業務	34	駐車場管理業務	駐車場の場内整理、利用料徴収等に関する業務		
		36	鼠属・昆虫等防除業務	ねずみ・昆虫等の予防・駆除等に関する業務		・建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書（登録している場合） ・文化財虫菌害防除作業主任者認定証（認定を受けている場合）
		37	感染症予防等業務	感染症の予防・消毒等に関する業務		
		38	電話交換業務	電話交換に関する業務		
		39	クリーニング業務	クリーニング業務	・クリーニング業法によるクリーニング所開設の届出	・クリーニング所開設検査確認済証 ・（財）医療関連サービス振興会による医療関連サービスマーク認定証書（認定を受けている場合）
		40	機械警備業務	機械による警備に関する業務	・警備業法による警備業の認定	・警備業の認定証 ・機械警備業務管理者資格者証
		49	その他警備業務	施設巡回等の警備に関する業務	・警備業法による警備業の認定	・警備業の認定証
		50	除排雪業務	除排雪業務		
0057	保守点検業務	02	電気設備点検業務	電気設備の保守点検に関する業務		・電気主任技術者免状等
		04	空調機械点検業務	空調機械設備の保守点検業務		
		06	ボイラー点検業務	ボイラー設備の保守点検に関する業務		・ボイラー技士免状等
		08	冷凍機点検業務	冷凍機設備の保守点検に関する業務		
		10	給排水衛生設備点検業務	給排水衛生設備の保守点検に関する業務		
		12	ガス設備点検業務	ガス設備の保守点検に関する業務		
		14	通信設備点検業務	通信設備の保守点検に関する業務		
		16	水処理設備保守点検業務	水処理設備の保守点検に関する業務		
		18	一般廃棄物処理設備保守点検業務	焼却設備等一般廃棄物処理設備の保守点検に関する業務		
		20	産業廃棄物処理設備保守点検業務	産業廃棄物処理設備の保守点検に関する業務		
		22	福祉機器点検業務	福祉用機器の保守点検に関する業務		
		24	医療機器点検業務	医療用機器の保守点検に関する業務		
		26	OA機器点検業務	OA用機器の保守点検に関する業務		
		28	清掃用具点検業務	清掃用具の保守点検に関する業務		
		30	遊具点検業務	公園等に設置している遊具の保守点検に関する業務		
		32	運動用具点検業務	運動用具の保守点検に関する業務		
		34	健康器具点検業務	運動負荷試験機器等健康器具の保守点検に関する業務		
36	建設機材点検業務	建設用機材の保守点検に関する業務				
40	搬送運搬設備点検業務	エレベーター、エスカレーター等搬送運搬設備の保守点検に関する業務				
42	自動ドア点検業務	自動ドアの保守点検に関する業務				
44	電動シャッター点検業務	電動シャッター等の保守点検に関する業務				

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0057	保守点検業務	46	消防設備点検等業務	消防設備の保守点検等に関する業務		・消防設備士免状 ・消防設備点検資格者免状 等
		47	防火設備点検業務	防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）の保守点検に関する業務		・一級建築士免許証若しくは二級建築士免許証、建築物調査員資格者証又は防火設備検査員証
		48	火葬炉点検業務	火葬炉の保守点検等に関する業務		
		50	建造物点検業務	銅像・モニュメント等建造物の保守点検等に関する業務		
		52	船舶点検業務	船舶の保守点検等に関する業務		
		54	機械器具点検業務	クレーン・ベルトコンベア等機械器具の保守点検に関する業務		
		56	計量器点検業務	トラックスケール等計量器の保守点検等に関する業務		
		58	し尿処理施設機器点検業務	し尿処理施設機器の保守点検等に関する業務		
		60	音響機器点検業務	音響機器の保守点検等に関する業務		
		62	浄化槽点検業務	浄化槽の保守点検に関する業務	・浄化槽法及び青森市浄化槽保守点検業者登録条例による浄化槽保守点検業の登録	・浄化槽保守点検業者登録済通知書（青森市発行のもの）
0058	清掃業務	10	浄化槽清掃業務	浄化槽の清掃業務	・浄化槽法による浄化槽清掃業の許可	・浄化槽清掃業許可証等
		20	貯水槽清掃業務	貯水槽の清掃業務		・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書（登録している場合）
		30	側溝等清掃業務	側溝等の清掃業務		
		40	埋設管等清掃業務	埋設管等の清掃業務		
		50	建物清掃業務	建物の清掃業務		・建築物環境衛生総合（旧：一般）管理業登録証明書 ・建築物清掃業登録証明書 等（登録している場合）
		60	道路清掃業務	道路の清掃業務		
		70	公園清掃業務	公園の清掃業務		
		80	車両清掃業務	バス等車両の清掃業務		
0059	企画製作等業務	05	イベント企画・運営業務	イベントの企画・運営に関する業務		
		10	舞台製作業務	舞台の設営・製作等に関する業務		
		15	展示場企画製作業務	展示場の企画製作等に関する業務		
		20	映画・ビデオ企画製作業務	映画・ビデオの企画製作に関する業務		
		25	パンフレット等企画製作業務	パンフレット等の企画製作に関する業務		
		30	広告企画製作業務	広告の企画製作に関する業務		
		35	看板等製作業務	看板等の製作に関する業務		
		40	撮影業務	撮影業務		
		45	放送業務	選挙啓発等の宣伝放送業務		
		50	各種講習開催業務	各種講習会等の開催に関する業務		
		55	旅行等企画運営業務	旅行等の企画運営をする業務	・旅行業法による旅行業の登録	・旅行業登録通知書等

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0060	運搬・配布等業務	05	貨物運搬業務	貨物を運搬する業務	・貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業の許可	・貨物自動車運送事業の許可書等
		10	美術品運搬業務	美術品を運搬する業務		
		15	学校給食運搬業務	学校給食を配送する業務		
		20	一般廃棄物収集業務	一般廃棄物を収集する業務	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物収集運搬業の許可	・一般廃棄物収集運搬業許可証等
		25	一般廃棄物運搬業務	一般廃棄物を運搬する業務		
		30	産業廃棄物運搬業務	産業廃棄物を運搬する業務	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物収集運搬業の許可	・産業廃棄物収集運搬業許可証等
		35	観光バス運行業務	観光バスを運行する業務	・道路運送法による旅客自動車運送事業の許可	・旅客自動車運送事業の許可書等
		40	送迎バス運行業務	通勤等の送迎バスを運行する業務		
		45	街頭配布業務	街頭で広告・チラシ等を配布する業務		
		0061	業給務食	50	毎戸配布業務	毎戸に広告・チラシ等を配布する業務
55	汚土収集運搬業務			汚土を収集運搬する業務		
10	学校給食業務			学校に食事を供給する業務		
0062	人材務派遣	20	病院給食業務	病院に食事を供給する業務		
		30	給食宅配業務	食料品を宅配する業務		
		10	受付業務	施設等の案内業務など受付をする者の派遣	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律による労働者派遣事業の許可	・労働者派遣事業許可証等
		20	キーパンチャー派遣業務	キーパンチャーの派遣		
		30	OA機器インストラクター派遣業務	OA機器のインストラクターの派遣		
		40	スポーツインストラクター派遣業務	スポーツインストラクターの派遣		
55	通訳派遣業務	通訳の派遣				
60	速記者派遣業務	速記者の派遣				
0063	各種調査・検査業務	10	世論調査・アンケート調査等業務	世論調査・アンケート調査等を行う業務		
		15	毎戸調査業務	毎戸からの調査を行う業務		
		20	交通量調査業務	交通量を調査する業務		
		25	地下埋設配管漏洩等調査業務	地下埋設配管の漏洩等を調査する業務		
		25	気象観測・予報等業務	気象観測・予報等を行う業務	・気象業務法による予報業務の許可	・予報業務許可書等
		30	大気調査業務	大気中の成分等について調査する業務	・計量法による計量証明事業の登録	・計量証明事業登録証等
		31	作業環境測定業務	作業環境を測定する業務	・作業環境測定法による作業環境測定機関の登録	・計量証明事業登録証 ・作業環境測定機関登録証 等
		35	水質調査業務	水質等について調査する業務	・計量法による計量証明事業の登録	・計量証明事業登録証
		40	騒音調査業務	騒音等について調査する業務		
		45	振動調査業務	振動について調査する業務		
		50	動物・植物生態系調査業務	動物・植物生態系について調査する業務		
55	放射性物質等検査業務	放射性物質や放射線の測定・検査等を行う業務				
60	臨床検査業務	血液成分検査、検便等の臨床検査業務		・衛生検査所登録証明書		
65	流量調査業務	河川等の流量について調査する業務				

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0063	各種調査・検査業務	70	土壌検査業務	土壌の成分について検査する業務	・計量法による計量証明事業の登録	・計量証明事業登録証
		75	ごみ分析調査業務	ごみについて分析・調査する業務		
		80	特定屋外タンク調査業務	特定屋外タンクの調査等をする業務		
		85	知能・学力検査診断業務	小学校における児童の知能及び学力の検査結果を診断する業務		
		90	遺物分析調査業務	出土品について分析・調査する業務		
		95	アスベスト調査等業務	アスベストに関する調査・検査を行う業務		・計量証明事業登録証 ・作業環境測定機関登録証 等
0064	電算システム等業務	10	データ入力業務	データ入力をする業務		
		20	システム等開発業務	システム等を開発する業務		
		30	システム等保守業務	システム等を保守する業務		
		40	計算業務	集計・分析等の計算をする業務		
0065	・廃棄物処理業務	10	一般廃棄物処理処分業務	一般廃棄物を処理・処分する業務	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処分の許可	・一般廃棄物処分業許可証等
		20	産業廃棄物処理処分業務	産業廃棄物を処理・処分する業務	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処分の許可	・産業廃棄物処分業許可証等
0066	医療・福祉関係業務	10	在宅入浴介護サービス業務	在宅入浴介護サービスをする業務		
		20	出張理容サービス業務	寝たきり老人の散髪等の出張しての理容業務		
		30	訪問健康診断業務	訪問しての健康診断業務		
		40	健康診断業務	健康診断業務、ストレスチェック業務		
		50	機能訓練業務	リハビリ等の機能訓練業務		
		60	在宅緊急通報システム業務	在宅における緊急通報システムに関する業務		
0067	文書関係業務	05	文書管理コンサルタント業務	文書管理に関するコンサルタント業務		
		10	各種台帳整備業務	各種台帳の整備等に関する業務		
		15	マイクロフィルム作成業務	文書等のマイクロフィルム作成業務		
		20	複写業務	コピー業務		
		25	郵便物発送代行業務	郵便物の発送を代行する業務		
		30	郵便物等封入封緘業務	郵便物等の封入封緘業務		
		35	文書保存業務	文書の保存をする業務		
		40	速記反訳・テープ起し等業務	速記反訳・テープ起し等の記録業務		
		45	英文和訳・和文英訳等業務	英文和訳・和文英訳等の翻訳業務		
		50	賞状等筆耕業務	賞状・感謝状等の筆耕業務		
0068	各種請負業務	10	芸術品等保存業務	芸術品等の保存に関する業務		
		20	使用料・手数料等徴収業務	使用料・手数料等の集金などをする業務		
		30	ごみ不法投棄等整理業務	不法投棄されたごみ等を整理する業務		
		40	道路補修業務	道路の補修等の維持管理業務		
		50	防雪柵設置・撤去業務	防雪柵の設置・撤去等を行う業務		
		55	各種掲示板等設置・撤去業務	選挙ポスター掲示板、雪捨て場の看板等の設置・撤去等を行う業務		
		60	アナウンス業務	テレホンサービス録音などのアナウンス業務		

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。



業種		登録希望部門分類		委託業務の内容及び例示	営業に関し法律上必要な許可等	登録に際し提出していただく書類（写し）
業種コード	業種	部門コード	部門名			
0068	各種請負業務	65	テント取付業務	テントの取付、取り外し、洗浄等の業務		
		70	薬品等入替業務	薬品等の入れ替えをする業務		
		75	掘削・埋立等業務	掘削・埋立をする業務		
		80	遺構・遺物保存処理業務	検出遺構や出土品の劣化・腐食等を防ぐ処理をする業務		
		95	発掘調査支援業務	発掘調査を支援する業務		
		95	コールセンター運営等業務	コールセンター（電話対応センター）の運営等に関する業務		
0069	各種レンタル業務	05	総合物品レンタル	総合物品の短期借用		
		10	福祉機器レンタル	福祉用機器の短期借用		
		15	医療機器レンタル	医療用機器の短期借用	・医薬品医療機器等法による医療機器賃貸業の届出・許可	・高度管理医療機器等賃貸業許可証等
		20	OA機器レンタル	OA機器の短期借用		
		25	清掃用具レンタル	清掃用具の短期借用		
		30	運動用具レンタル	運動用具の短期借用		
		35	建設機材レンタル	工事に使用する機材の短期借用		
		40	自動車レンタル	自動車の短期借用	・自家用自動車有償貸渡許可	・自家用自動車有償貸渡許可書
		45	仮設建物レンタル	仮設建物の短期借用		
		50	被服寝具レンタル	被服・寝具等の短期借用		
0070	各種リース業務	05	総合物品リース	総合物品の長期借用		
		10	福祉機器リース	福祉用機器の長期借用		
		15	医療機器リース	医療用機器の長期借用	・医薬品医療機器等法による医療機器賃貸業の届出・許可	・高度管理医療機器等賃貸業許可証等
		20	OA機器リース	OA機器の長期借用		
		25	清掃用具リース	清掃用具の長期借用		
		30	運動用具リース	運動用具の長期借用		
		35	建設機材リース	工事に使用する機材の長期借用		
		40	自動車リース	自動車の長期借用		
		45	仮設建物リース	仮設建物の長期借用		
		50	被服寝具リース	被服・寝具等の長期借用		
0071	電気供給	05	電気供給	電気の供給業務	・電気事業法による電気事業の許可	・電気事業許可証

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証・資格証等の写しを添付してください。

物 品 分 類 表

業種 コード	業種	品目 コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
0100	事務用品、事務 機器	01	文具、事務用品	鉛筆、バインダー	
		02	文具、事務用品の修繕	断裁機、金庫錠前	
		05	カード類	磁気カード、ICカード	
		10	印章類	ゴム印、契印	
		15	電話機、ファックス	電話機、ファックス	
		16	電話機、ファックスの修繕	電話機、ファックス	
		20	複写機、印刷機	複写機、印刷機	
		21	複写機、印刷機の修繕	複写機、印刷機	
		30	コンピュータ	デスクトップ、 ノート型パソコン	
		31	コンピュータ等の修繕	パソコン	
		40	OA周辺機器	プリンタ、マウス、トナー	
		41	OA周辺機器の修繕	プリンタ	
		50	OAソフト	ワード、エクセル	
		60	貨幣処理機	貨幣計算機、レジスタ、 整理券発行機、運賃箱	
		61	貨幣処理機等の修繕		
		70	印刷用紙	P P C用紙	
		71	フォーム用紙	フォーム用紙	
		72	和、洋紙	和紙、洋紙	
		73	その他用紙		
		80	スチール家具	机、椅子、キャビネット、 黒板、プレハブ小屋	
		81	スチール家具の修繕		
90	木製家具	テーブル、長椅子、 特注家具			
91	木製家具の修繕				
0200	インテリア用 品、寝具	01	室内装飾品	カーテン、カーペット	
		05	畳、上敷類	畳、ゴザ	
		10	その他インテリア用品		
		15	布団、シーツ、毛布	布団、シーツ、毛布	
		20	その他寝具類		
0300	衣料、履物、 シート、テント	01	作業服	作業服	
		05	防寒服	防寒着、ジャンパー、 雨合羽	
		10	トレーニングパンツ、ウェ ア類	トレーニングパンツ、 ウェア	
		15	その他衣料	エプロン、帽子、手袋	
		20	シューズ	運動靴	
		25	長靴	ゴム長靴、防寒長靴	
		30	安全靴	安全靴	
		35	その他履物		
		40	シート類	椅子カバー	
		45	テント類	テント、ビニールシート	
		46	シート、テント類等の修繕	バス座席の修繕	

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種 コード	業種	品目 コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
0400	印刷類	01	活版印刷（カーボン等）	カーボン冊子	
		05	オフセット印刷（パンフレット、ポスター等）	パンフレット、書籍	
		10	フォーム印刷（連続帳票、OCR等）	電算帳票	
		15	軽印刷（タイプオフ、タイプ謄写等）	タイプオフ	
		20	地図印刷（航空写真、地図作成等）	地図	
		25	特殊印刷（ステッカー、ラベル、シルク印刷等）	ステッカー、ラベル、箔押、プリペイドカード	
		30	新聞印刷	新聞	
		35	青写真、コピー等（マイクロ写真、トレース等）	図面複製	
		40	封筒作成	封筒	
		45	製本	製本	
		99	その他		
0500	車両、車両用品、点検、修理	01	自動車（乗用車、トラック、バス等）	乗用車、トラック	
		05	建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）	ロータリ除雪車、ホイールローダ	
		10	小型除雪機、スノーモービル	小型除雪機、スノーモービル	
		15	荷役車両	フォークリフト	
		20	艀装、架装車両（塵芥収集車、消防ポンプ車等）	移動図書館車、移動入浴車	
		25	オートバイ（用品含む）	オートバイ	
		30	自動車等の修理、整備、板金、塗装等	車検	・道路運送車両法による自動車分解整備事業の認証（ただし、取扱品目において認証が必要な場合に限る）
		40	自転車（用品含む）	自転車	
		41	自転車の修繕		
		50	その他車両	リヤカー	
		51	その他車両の修繕		
		60	自動車用品、電装品等（バッテリー等）	エンジンオイル、カーワックス	
		65	タイヤ、チェーン	タイヤ、チェーン	
		0600	各種原材料	01	石材等（加工も含む）
10	砂利、砂、土等			砂利、砂、黒土	
15	水道用ろ過砂			水道用ろ過砂	
20	生コン、セメント等			生コンクリート、セメント	
25	コンクリート二次製品			ブロック、杭	
30	舗装用資材等			アスファルト合材、タール乳剤	
35	防塵剤、融雪剤等			塩化カルシウム	
40	木材、竹材（竹製品含む）、縄等			木材、竹製品	
50	ガラス等（各種ガラス、ドア、サッシ製品含む）			ガラス、サッシ製品	
60	一般建築資材等			トタン	

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種コード	業種	品目コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
0600	各種原材料	65	仮設資材等	単管	
		70	水道用資材	直管、異形管類、弁類、量水器、消火栓	
		71	下水道用資材	マンホール蓋	
		75	鉄鋼、非鉄鋼製品等	鋼材、鋼管、ワイヤーロープ	
		76	ゴム製品	ゴムシート	
		99	その他	土のう袋	
0700	水産用品関係 (船舶含む)	01	漁業用資材等	養殖用カゴ、網	
		05	潜水用品	ダイバースーツ、レギュレーター	
		10	船舶 (用品含む)	船舶、船舶用モーター	・造船法、小型船造船業法による造船業の登録・届出 (ただし、取扱品目において登録・届出が必要な場合に限る)
		15	船舶等の修繕	船舶	
		20	釣具	釣竿、釣り糸	
		99	その他	救命胴衣、オイルフェンス	
0800	農業用資材、園芸用資材、生花	01	苗木	苗木	
		05	種子、球根	種子、球根	
		10	花苗	花苗	
		40	農薬等	水和剤、乳剤	・農薬取締法による農薬販売業の届出 ・毒物及び劇物取締法による販売業の登録 (ただし毒物、劇物を取り扱う場合に限る)
		50	肥料等	N P 化成、有機肥料	・肥料取締法による販売業務の届出
		60	生花	生花	
		70	農業用・園芸用資材等	加工ビニール、遮光ネット、赤玉土、培養土、鉢、トレー	
0900	燃料類	01	ガソリン	レギュラー、ハイオク	・揮発油等の品質の確保に関する法律による揮発油販売業の登録
		05	軽油		・石油の備蓄の確保等に関する法律による石油販売業の届出 ・上記の石油販売業の届出を要しない者の場合は、危険物取扱者免状 (乙種第4類)
		10	重油1種1号	重油1種1号	
		15	重油1種2号	重油1種2号	
		30	灯油	白灯油	
		35	プロパンガス	プロパンガス	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガス販売事業の登録
		40	薪、木炭、石炭	薪、木炭、石炭	
		45	潤滑油	機械油	
		99	その他		
1000	書籍、教育、保育教材	01	図書	辞典、専門書	
		05	出版物	各種自主企画出版販売	
		10	楽器	打楽器、管楽器	
		11	楽器の修繕		
		15	音楽ソフト (CD等)	クラシック、童謡、唱歌等	
		20	一般教材等 (ドリル、知能検査、各種模型等)	ドリル、知能・心理検査	

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種コード	業種	品目コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
1000	書籍、教育、保育教材	25	理化学教材等	理科教材	
		30	視聴覚教材等（教育用映画フィルム等）	教育用啓発フィルム	
		35	美術教材等	画材、絵の具、パレット	
		40	保育教材等（遊具等）	玩具、保育用品	
		41	保育教材等の修繕		
		99	その他		
1100	スポーツ用品、体育機器	01	スポーツ用品	学校用スポーツ用品、武具	
		05	屋外設置用具類	サッカーゴール、バッティングゲージ	
		10	アウトドア用品	リュックサック、シュラフ、パラソル	
		15	公園用遊具	ブランコ、ベンチ	
		20	体育機器類（トレーニング機器、測定機器類）	トレーニングベンチ、肺活量計、体内脂肪計	
		21	体育機器類等の修繕	トレーニングマシン、エアロバイク	
1200	日用雑貨、清掃用品、包装用資材	01	日用雑貨	シャンプー、トイレットペーパー	
		05	清掃用品	モップ、ポリッシャー、マット	
		10	包装用資材	ビニール袋、ポリ袋、ダンボール箱	
1300	機械器具、工具	01	産業用機器（部品含む）	発電機、ポンプ、コンベアベルト	
		02	産業用機器の修繕	発電機	
		05	農業用機器（部品含む）	トラクター、耕運機、刈払機	
		06	農業用機器の修繕	刈払機	
		10	建設用機器（部品含む）	杭打ち機、コンクリートカッター	
		11	建設用機器の修繕	コンクリートカッター	
		15	理化学、測定機器等（用品を含む）	PH計、ガス濃度計、ビーカー、フラスコ	・計量法による特定計量器販売事業・修理事業の届出（ただし、取扱品目において届出が必要な場合に限る）
		16	理化学、測定機器等の修繕	PH計、水質検査機	
		20	計量、測量機器	はかり	
		21	計量、測量機器の修繕		
		25	工作用機器、工具	工具、旋盤、プレス	
		26	工作用機器等の修繕	電動鋸	
		30	金属加工部品（製造含む）	機械部品、器具部品、歯車	
		35	通信用機器	無線機器、拡声器、電話交換機、バスロケー式	
36	通信用機器等の修繕	無線機、トランシーバ			

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種 コード	業種	品目 コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
1300	機械器具、工具	40	放送用機器	アンプ、マイクロホン、 車内放送システム	
		41	放送用機器の修繕	ワイヤレスマイク	
		45	監視制御装置	監視カメラ、 各種監視制御装置	
		46	監視制御装置の修繕	監視カメラ	
		50	塗装用品	塗料、刷毛	
		55	日曜大工用品	のこぎり、かなづち	
		60	ミシン		
		61	ミシンの修繕		
		98	その他		
		99	その他物品の修繕		
1400	厨房用機器、食器	01	厨房用機器類	保冷库、コンテナ	
		02	厨房用機器類の修繕	牛乳保冷库	
		05	厨房用具	ナベ、フライパン	
		10	厨房用設備	流し台、調理台	
		11	厨房用設備の修繕	移動シンク	
		20	食器	ご飯わん、汁わん	
		99	その他		
1500	冷暖房機器、ガス機器、空調機器	01	ストーブ	ストーブ	
		02	ストーブの修繕	ストーブ	
		10	ボイラー機器	ボイラー	
		11	ボイラー機器の修繕	ボイラー	
		15	ガス機器	ガス給湯器	
		16	ガス機器の修繕	湯沸器	
		20	空調機器	エアコン、空気清浄機	
		21	空調機器の修繕		
		99	その他		
1700	消防用機器、防災用品類	01	消防用機器、用品類	ホース、感知器、防火服、 消火器	
		02	消防用機器、用品類の修繕	ホース	
		05	防災用品類	多人数救急箱、防災倉庫、 非常用食料	
1800	学校、文化施設機器	01	映像機器類	映写機、マルチビジョン	
		02	映像機器類の修繕		
		05	音響機器類	スピーカー、 オーディオセット	
		06	音響機器類の修繕		
		10	舞台装置類	舞台用備品、舞台用照明	
		11	舞台装置類の修繕		
		15	図書館関連機器	電動式書架	
		16	図書館関連機器の修繕		
		98	その他	電気陶芸窯	
		99	その他物品の修繕		

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種コード	業種	品目コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
1900	医療、介護用機器	01	医療用機器	X線撮影装置、超音波診断装置、人工呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品医療機器等法による医療機器等販売業の届出・許可（ただし、取扱品目において許可等が必要な場合に限る）</li> <li>・医薬品医療機器等法による医療機器等修理業の許可</li> </ul>
		02	医療用機器の修繕		
		05	医療用品、診療材料	注射器、体温計、脱脂綿	
		10	介護用機器類	特殊寝台、入浴補助用具、補装具	
		11	介護用機器類の修繕		
		15	介護用品	紙おむつ	
2000	各種薬品	01	病院用医薬品	病院用医薬品・検査薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品医療機器等法による薬局開設の許可又は医薬品店舗販売業の許可（特例販売業の許可を受けている場合は許可品目が分かる資料を添付）</li> <li>・医薬品医療機器等法による医薬品の販売先等変更許可（卸売一般販売業の許可を受けている場合で、当該販売先等変更許可を受けている者）</li> </ul>
		05	ワクチン	B C G ワクチン、精製ツベルクリン	
		10	殺虫剤	殺虫剤	
		15	一般市販薬	目薬、軟膏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物及び劇物取締法による販売業の登録（ただし毒物、劇物を取り扱う場合に限る）</li> <li>・高圧ガス保安法による高圧ガス販売事業の届出</li> <li>・毒物及び劇物取締法による販売業の登録（ただし毒物、劇物を取り扱う場合に限る）</li> </ul>
		20	化学薬品	硫酸、塩酸	
		25	工業用薬品	凝集剤、活性炭、次亜塩素酸ナトリウム、消石灰	
		30	高圧ガス類	窒素ガス、ヘリウムガス、アルゴンガス、液体塩素	
2100	電気機器、電気機器部品	01	家電機器	テレビ、洗濯機	
		02	家電機器の修繕		
		05	照明機器	蛍光管、蛍光灯	
		10	機械用電気機器部品	スイッチ、圧着端子	
		15	電気設備用部品	配線、ブレーカー	
		99	その他		
2200	汚水施設用機器、清掃施設用機器	01	汚水用ポンプ機器（部品含む）	一軸ネジ式ポンプ	
		05	散気筒	散気筒	
		10	ろ布	ろ布	
		15	その他汚水施設用機器（部品含む）		
		20	破碎機器（部品含む）	破碎機、替刃	
		25	焼却炉部品	焼却炉部品	
		30	その他清掃施設用機器		
2300	式典用品、カップ、楯、バッジ、表示板	01	式典用品	紅白幕、旗	
		05	正月用品	しめ縄、鏡餅	
		10	カップ、楯、バッジ	カップ、トロフィー、バッジ	
		15	ナンバープレート	ナンバープレート	
		20	既製看板	「燃えないゴミ」等の看板	
		25	住居表示板	住居表示板	
2400	保安用品、標識	01	保安用品	防塵マスク、ヘルメット、保護衣	
		05	標識	道路標識、バス停留所の標識、スノーボール	

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。

業種コード	業種	品目コード	品目	商品例	営業に関し法律上必要な許可等
2500	カメラ、焼付、引伸ばし、光学用機器	01	カメラ、カメラ関係用品	カメラ、フィルム、現像剤	
		02	カメラ等の修繕	カメラ	
		05	現像、焼付け、引伸ばし		
		10	その他光学用機器		
		11	その他光学用機器の修繕		
2700	食料品	01	一般食料品（酒を含む）	塩、肉、豆腐、製麺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法による営業許可（ただし、取扱品目において許可が必要な場合に限る）</li> <li>・酒税法による酒類販売業の免許</li> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による販売業の届出（ただし、事業規模により届出が必要な者に限る）</li> </ul>
		05	牛乳、乳製品類	牛乳	
		10	ジュース類	ジュース	
		15	水産物類	水産物	
		20	青果物類	青果物	
		25	茶類（用具含む）	お茶、急須、湯のみ	
		30	米穀類	米、小麦	
		35	菓子類、餅類	お菓子、餅	
		99	その他		
2800	選挙用品	01	選挙用機器	投票用紙交付機	
		02	選挙用機器の修繕		
		05	選挙用品	投票箱、投票記載台	
2900	ギフト用品、貴金属類	01	ギフト用品	ギフト用品	
		05	工芸品、民芸品、漆器	工芸品、民芸品、漆器	
		10	時計、眼鏡、貴金属類	時計、眼鏡、貴金属	
		15	PR用グッズ等	ミニノボリ、ポケットティッシュ	
3000	動物、飼料、動物用医薬品	01	動物	動物	
		05	家畜用飼料	配合飼料	・飼料安全法による飼料販売の届出
		10	観賞動物用飼料	観賞動物用飼料	
		15	その他飼料		
		20	動物用医薬品	動物用ワクチン	・医薬品医療機器等法による動物用医薬品販売業の許可
3100	古物	01	古紙	古紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古物営業法による古物商の許可（ただし、営業形態において許可が不要な場合を除く）</li> </ul>
		05	鉄屑	鉄屑	
		10	非鉄金属屑	非鉄金属屑	
		15	廃車	廃車	
		99	その他	ガラス、ペットボトル	

※「営業に関し法律上必要な許可等」欄を参照のうえ、各種許可証等の写しを添付してください。  
また、当該欄に記載がなくても営業上必要な場合は、許可証等の写しを添付してください。